

令和6年9月6日

茨城県立竜ヶ崎第一高等学校・附属中学校長 太田垣 淳一

教職員と生徒の健全な関係づくりに向けたガイドライン

本校では、生徒一人ひとりが学校を中心であり、かけがえのない存在であると考えています。生徒は一個人として尊重され、基本的人権が保障され、教職員の私的な関心の対象となったり、感情のはけ口となったりすることは決してありません。当然、暴力や暴言、盗撮、教職員との不適切な関係などは一切許されるものではありません。これらの行為は、生徒の尊厳を傷つけるものであり、学校全体の安全と信頼を損なうものです。

全国的に不祥事事案が多発しておりますが、本校では、現状を振り返り、子どもの権利について考え直す機会としてとらえ、新たな時代における教職員と生徒の関係づくりに資するものとして、本ガイドラインを策定しました。教職員全員が学校におけるサービスの原点に立ち返り、これらを遵守し不祥事が生じないよう努めていくことをここに確認いたします。

1 予防

- ・生徒のプライバシーへの配慮を常に心がけます。生徒・保護者の同意なくプライバシーにまつわる情報の開示や行為を強制することはしません
- ・教育活動として合理的である場合を除き、教職員が一部の生徒に対し物品や情報、便宜の供与を行うことはありません
- ・教育活動を通じて得たすべての生徒情報は、複数の教職員の間で共有し、あるいは共有可能なかたちで記録・保存を行い、学校全体で対応を行います（※これらは学校が教育活動を行うための資産であり、収集や利用に関わった個々の教職員に属するものではありません）
- ・生徒に関する情報について、学校教育の目的外での収集・保存・利用・提供・公開は行いません
- ・生徒に関する情報は、情報セキュリティ・ガイドラインに定められた校務用の保存先に保存し、私用の情報の保存場所とは明確に区別をします
- ・学校教育の目的外で、生徒への連絡は行いません。生徒への連絡は、原則として業務時間内に行い、緊急の場合を除き、学校が指定する公式の連絡手段（緊急情報メールやClassroom、電話など）を使用します
- ・教職員が個別に学校外に生徒を連れ出したり、個別に学校外で生徒と会ったりすることはありません
- ・教職員が生徒と個室で会話を行う際は、教室・会議室など公の場所を用います
- ・自立した社会人として、教職員一人ひとりの責任を明らかにし、なれ合いや見て見ぬふりを抑止します

2 早期発見

- ・教職員による不祥事について、生徒に対するアンケート調査を定期的に行います
- ・不審な行為や状況についての報告や相談があった際は、内容への評価を留保して真摯に耳を傾け、速やかに管理職への報告を行います
- ・通報者が不利益な取り扱いを受けないよう、プライバシー保護等を徹底します
- ・担任・副担任など、一人の生徒に対して複数の相談先を設けます（ただし困った際は立場や関係を問わず、すべての教職員が相談にのります）
- ・併せて、外部の支援機関と相談・通報先を生徒に周知します

3 事案発生後の対策

- ・教職員による不祥事が疑われる事案が発生した際は、生徒の安全を最優先に考えて行動します
- ・スクールカウンセラー（SC）による心理的支援を提供します（SC に話した内容は、原則として本人の合意なく SC 以外に共有されることはありません）
- ・犯罪に相当する不祥事が発生した際は、躊躇なく警察への通報を行います
- ・警察、医療機関、県教委などと連携して原因究明にあたり、実効的な再発防止策を講じます。これには指導・懲罰のほか、研修や治療などが含まれます
- ・教職員に帰責する不祥事については、県教委と連携し厳正に処分します
- ・保護者ほか関係者に対して、適切なタイミングで事実関係を公開します

以上